

## 万葉居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人射水万葉会が開設する万葉居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整する。

4 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健、医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 万葉居宅介護支援事業所

② 所在地 東京都足立区六月二丁目11番20号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 介護支援専門員 1名(管理者兼務)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(3) 事務職員 1名(特養事務員兼務)

事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

(1) 介護支援専門員は、利用者の居宅に訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が、介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は、「包括的自立支援プログラム及び全社協」方式等を用いる。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)するとともに、少なくとも1月に一回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡調整その他便宜を行い、少なくとも一ヶ月に一回モニタリングの結果を記録する。

(3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

(4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(5) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、通常の事業の実施地域を越え1km毎に 15円

(6) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意した旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、足立区の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為

(5) 食事を与えないよう促す行為

(6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと

(7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること

(8) 言葉による精神的苦痛を与えること

(9) 性的な嫌がらせをすること

(10) 利用者等を無視すること

3 事業所は、虐待発生の防止に向け、虐待防止検討委員会を設け、その責任者は管理者とする。

また、従業者は虐待発生の防止に向けた研修を年2回以上受講する。

虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに区市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。事案について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について従業者に周知するとともに、区市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体的拘束等)

第10条 利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者等又は家族等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族の同意を受けた場合にのみ、同意された条件と期間内に限って身体的拘束等を行うことができる。

この場合には、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。(改定)